

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金



【令和3年度要求額 976百万円（982百万円）】

産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進します。

1. 事業目的

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

2. 事業内容

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助するものである。

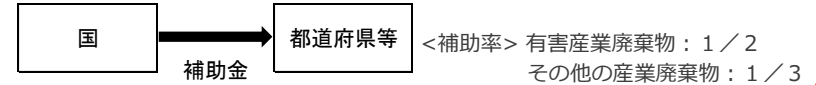
3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 補助対象 都道府県等／団体
- 実施期間 平成15年度～令和4年度(予定)／平成10年度～

4. 補助対象

＜平成10年6月16日以前の不法投棄等＞
【916百万円（922百万円）】

- 産廃特措法に基づく支援
 - ・ 産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣の同意を得た事業に限定
 - ・ 令和5年3月31日までの時限立法



＜平成10年6月17日以降の不法投棄等＞
【60百万円（60百万円）】

- 廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援
 - ・ 平成9年改正廃棄物処理法(平成10年6月17日施行)により、行政代執行規定及び基金制度が創設

